

◆雇用保険二事業の概要（雇用関係助成金とその他の主な事業）

		助成金またはその他の事業の名称	参照ページ
雇用保険二事業	雇用安定事業	雇用調整助成金	p.158
		労働移動支援助成金	p.159
		中途採用等支援助成金	p.160
		65 歳超雇用推進助成金	p.161
		特定求職者雇用開発助成金	p.162
		トライアル雇用助成金	p.164
		地域雇用開発助成金	p.166
		通年雇用助成金	p.166
		両立支援等助成金	p.167
		人材確保等支援助成金	p.166
		キャリアアップ助成金	p.169
		産業雇用安定助成金	—
		高年齢労働者処遇改善促進助成金	—
	能力開発事業	人材開発支援助成金	p.170
		広域団体認定訓練助成金（認定職業訓練※ ¹ を実施する団体への助成）	
		認定訓練助成事業費補助金（認定職業訓練を助成する都道府県に対する補助金）	
		公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校※ ² の設置及び運営	
		職業訓練受講給付金の支給（p.156 参照）※ ³	

※ 1 事業主や職業訓練法人が行う職業訓練で、厚生労働省令に定める基準に適合するものとして、都道府県知事の認定を受けて実施されるものをいう。

※ 2 職業訓練指導員の養成、職業訓練指導員の研修、職業能力の開発・向上に関する調査・研究等を目的として国が設置する機関で、東京都小平市にある。公共職業能力開発施設の一つである職業能力開発大学校（p.155 参照）とは異なる。

※ 3 雇用保険二事業のうち、職業訓練受講給付金のみ国庫負担金が拠出される。